

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

T E L 0847-22-3211 F A X 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)

U R L <http://www.matsuura-apollon.jp>

3

令和6年
2024

会計

準備はお早めに! スムーズな決算のための最終確認事項

「お金がない!」にさよなら

「キャッシュ・フロー経営」で安心の経営を!

経営

令和6年4月からルールが変更に!

「労働条件」を従業員にはっきりと伝えていますか?

労務

コラム 「幸せな人」が良い会社をつくる?「幸福学」の考え方

Yuki Sugiura

今月のことば

しあわせはいつも
じぶんのこころがきめる

相田みつを
(書家・詩人)

準備はお早めに! スムーズな決算のための最終確認事項

3月は企業の決算が集中する月です。決算は、経営状況の把握や正しい税務申告、経営計画策定の基礎になる重要な手続きです。スムーズな決算のためにも、準備はお早めに。確認しておくべき事項をおさらいしておきましょう。

売掛金・棚卸資産・固定資産は ここを確認しよう!

決算手続きでは、資産や負債の残高を確定する作業が必要になります。決算日までに、売掛金・棚卸資産・固定資産・仮払金等について、次のような点を確認しておきましょう。

▶請求を再確認する

売上の請求漏れ（売掛金の計上漏れ）はないでしょうか。納品書控、得意先元帳、売掛金台帳等の記録を確認します。

納品した商品やサービスに不具合があり、代金回収に至っていない場合、誠実な対応を行った上で再度請求書を発行しましょう。

▶滞留・不良債権への対応を検討する

取引先の経営悪化等の事情により滞留・不良債権化している売掛金等について、貸倒損失や貸倒引当金を計上できる条件を満たしているかどうか、チェックしておきましょう。

長期滞留債権については、時効（5年）を確認し、「時効の更新」などの法的手続きを検討する必要があります。

▶不良在庫は決算日までに処分する

在庫の中に、処分すべき死蔵品やたなざらし品が残っていれば、決算日までに在庫一掃セール等による値引販売や廃棄処理、買取業者への依頼などによって処分しましょう。

不良在庫を廃棄処分した場合は、処分時の写真や処分業者の領収書など、廃棄した証拠となる資料を残しておきましょう。



▶固定資産を確認する

①その固定資産は事業の用に供しているか

本期中に取得した固定資産は、事業の用に供していないければ、税法上、減価償却費を計上することができません。

減価償却費は、その固定資産を取得した日ではなく、事業のために稼働を開始した日から計算することになります。

また、事業年度中に固定資産の売却、除却、下取り、廃棄等があった場合、適正に処理されているかを確認します。

②少額減価償却資産の特例が適用できるか

中小企業者等の少額減価償却資産（取得価額30万円未満）の特例を適用する場合には、実際に事業用として使用していること（貸付けを除く）などの一定の要件に合致していることが必要になります。

③その固定資産の修理は修繕費か

固定資産の修理、改良等のための支出のうち、固定資産の価値を高めたり、耐久性のアップにつながるような修繕については、修繕費ではなく、資本的支出として固定資産に計上する必要があります。

仮払金・立替金の精算・振替

▶仮払金や立替金を精算する

仮払金や立替金等は、本来は、毎月きちんと精算しておくべきものですが、残高がある場合は、決算日までに精算し、交際費、出張旅費、消耗品費等の適切な勘定科目に振り替えます。

期末の貸借対照表の「資産の部」に、仮払金等の残高が計上されないよう努めましょう。

決算日をまたぐ売上計上や 経費計上のタイミングに注意する

▶売上計上と期末棚卸の注意点

売上(収益)の認識には、「いつの時点をもって販売したか(認識日)」が重要になります。主な基準は出荷基準・引渡基準・検収基準です。

売上(収益)の認識基準

区分	売上(収益)認識日
出荷基準	製品、商品等を出荷した時点
引渡基準	製品、商品等を得意先に引き渡した時点
検収基準	得意先が製品、商品等の検収をした時点

中小企業庁パンフレット「中小企業の会計 34問34答」を基に作成

引渡基準を採用している場合、例えば3月30日に出荷、得意先には4月1日に着荷するケースでは、売上の計上は4月1日となるため、配送中の商製品が期末棚卸に含まれているか確認しましょう。同じく検収基準では未検収分は期末棚卸としなければなりません。

また、決算日が3月31日で、請求書の締め日が20日締めの得意先がある場合、決算月の3月21日から3月31日までの売上を当期分として計上しなければなりません。

▶来期分の家賃、保険料等の支払いに注意!

決算日をまたぐ経費の支払いにも注意が必要です。



例えば、出張にかかる座席・宿泊予約等、来期の経費を当期に支払うことがあります。この場合は、来期の経費の前払いなので、前払費用として計上します。

また、一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した家賃、駐車場代、保険料、保守料などについて来期分を今期の費用にできる「短期前払費用」の適用を受けるには、決算日までに全額を支払う必要があります。令和6年3月は、30日が土曜日、31日が日曜日のため、うっかり振込を忘れて、4月1日以降の支払いとならないよう注意しましょう。

インボイス制度開始後の 課税区分に注意

▶免税事業者との取引

令和5年10月以降の免税事業者との取引について、正しい消費税の課税区分となっているか再確認しましょう。

▶差し引かれた振込手数料

売掛金の振込入金の際に差し引かれた振込手数料がある場合、その経理処理が正しいかどうか再確認しましょう。

差し引かれた振込手数料が1万円未満の場合、売上値引の消費税課税区分とすることによりインボイスの発行、保存を省略することができます。

決算の準備にあたり、不明点があれば、お気軽に当事務所までご相談ください。

「お金がない!」にさよなら 「キャッシュ・フロー経営」で安心の経営を!

資金繰りを安定させるポイントは、入ってくる資金を「多く」「早く」し、出していく資金を「少なく」「遅く」する、「キャッシュ・フロー経営」の実践にあります。キャッシュ・フロー経営が定着すると、資金繰りが良くなり、安定した経営ができるようになります。

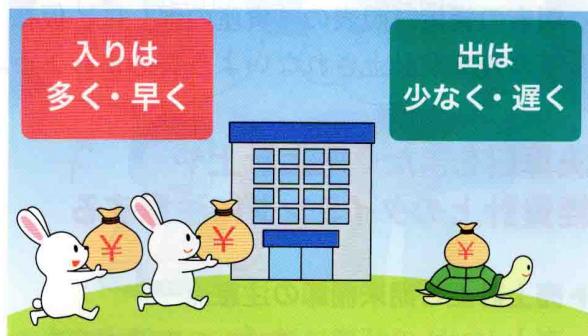
仕入れから販売・支払い・回収までのサイクルを確認しましょう

「キャッシュ・フロー経営」とは、「手元により多くのキャッシュ（現金・預金）を残す」ことを重視する経営をいいます。

在庫や売掛金に資金が滞留することを最小限に留める努力や過大な借入返済による運転資金不足を解消するなどで、毎月の資金繰りが良くなり、財政状態が改善され、経営の安定化につながります。

手元により多くのキャッシュを残すための鉄則は、入ってくる資金を「多く」「早く」することと、出していく資金を「少なく」「遅く」することです。

そこで、まず確認しておきたいのが、自社

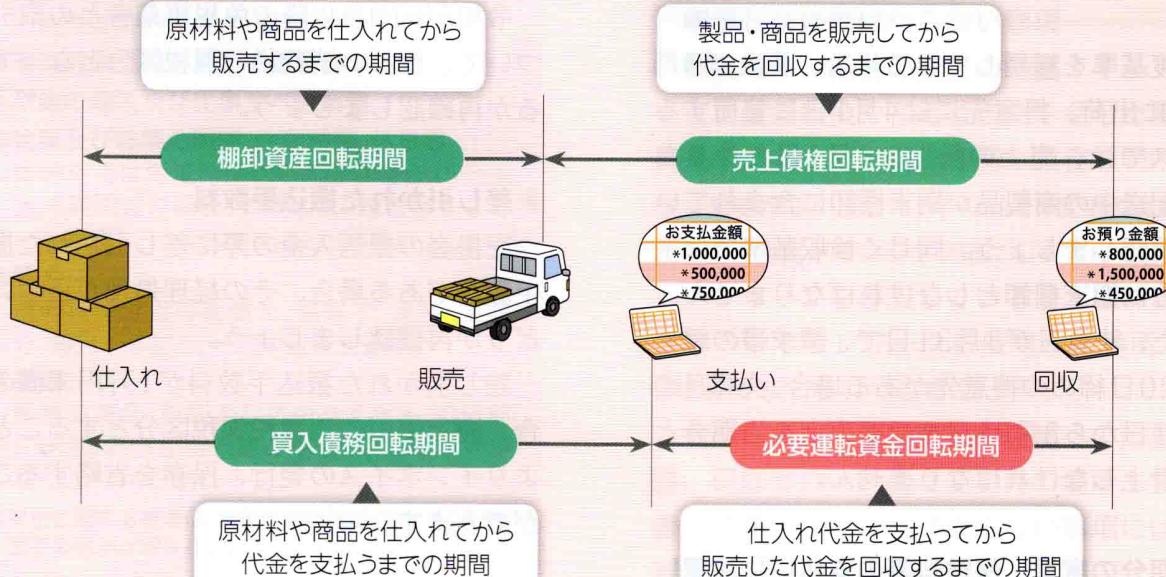


における仕入れから販売、支払い、回収までのサイクルです。

図表の「買入債務回転期間」（支払基準）は商品を仕入れてその代金を支払うまでの期間を示します。「棚卸資産回転期間」「売上債権回転期間」の2つの合計は、原材料や商品を仕入れてから加工・販売し、代金を回収するまでの期間です。

そして、「買入債務回転期間」と「棚卸資産

図表 仕入れ・販売・支払い・回収のサイクル



『わかる財務分析 できる経営助言』(TKC出版)を基に作成

回転期間+売上債権回転期間」の差が、運転資金の調達が必要な期間（必要運転資金回転期間）となります。この期間を確認し、短くすることで資金の心配が減り、安心の経営につながります。それぞれの期間は、次の計算式で求めることができます（計算式は「TKC経営指標 ご利用の手引き」より）。

- 棚卸資産回転期間（日）＝
棚卸資産 ÷ 純売上高 × 365
- 売上債権回転期間（日）＝
売上債権 ÷ 純売上高 × 365
- 買入債務（支払基準）回転期間（日）＝
買入債務 ÷ 仕入代金支払高 × 365
- 必要運転資金回転期間（日）＝
(棚卸資産回転期間 + 売上債権回転期間) -
買入債務回転期間

この中で、自社内の努力だけで回転期間を縮められるのは「棚卸資産回転期間」です。在庫管理を徹底し、短縮に努めましょう。

次に、得意先から売掛金を回収してから買掛金の支払いができるよう、仕入先との取引の約定を見直しましょう。例えば得意先との約定が「月末締め切り・翌月末回収」の場合、仕入先との約定は「月末締め切り・翌々月10日の支払い」とできれば、回収先行の資金繰りが実現します。得意先ごとの売上債権回転期間の推移を確認することで、自社の資金繰りの改善につなげましょう。

得意先からの締め切り日直後の納品依頼は、売上債権回転期間が1か月延びてしまうことを肝に銘じておきましょう。

今の借入金の返済条件は適切ですか？ 経営状況を踏まえた見直しも必要に

「手元に必要な運転資金を多く残す」ためには、借入金の返済を見直すことも重要です。特に近年では経済・社会環境の変化が著しく、借入をした当時と現在とでは経営状況

が大きく異なるケースも出てきています。

資金繰りが厳しくなっているにもかかわらず、無理をして当初の約定通りに返済を続けた結果、キャッシュがショートして再融資を受けることになり、かえって月々の返済額が多くなってしまう——という事態になっては本末転倒です。

もちろん、約定通りに借入金を返済することは重要です。

しかし、自社の資金繰りが厳しいときには、金融機関に早めに相談して、現在の経営状況を踏まえた返済条件にしてもらうよう交渉することも必要になります。

キャッシュの回収は経営の腕の見せどころ！ 業界の慣例にとらわれない工夫を

業界の慣例にとらわれず、工夫を凝らして資金繰りの安定化や改善に取り組んでいる企業の事例をご紹介します。

例えば、警備サービス会社のセコムでは、創業当時、苦戦したものの3か月分の警備料金を前納してもらう仕組みを貫き通し、サービス代金を先行して回収するサイクルが確立されたことで十分な運転資金の確保につながりました。



また、スーパーのコストコでは年会費を設定するという小売業界の慣例にはない発想で運転資金を確保し、資金繰りを安定させています。



柔軟な発想でキャッシュ・フロー経営を目指しましょう。

令和6年4月からルールが変更に! 「労働条件」を従業員にはっきりと伝えていますか?

労働契約の締結や、有期労働契約の更新の際に必要な「労働条件の明示」。その明示のルールが、令和6年4月1日から変わります。改正内容を確認するとともに、あらためて自社の労働条件及びその明示の方法について、見直してみましょう。

ルール改正を機に 自社の雇用契約書等を確認してみよう

新しい従業員を雇い入れる際や、有期雇用の従業員の契約を更新する際には、あらかじめ賃金や始業・終業時間など、さまざまなことをきちんと伝える必要があります。その際には、労務上のトラブルを防ぐためにも、口頭ではなく書面で明示するようにしましょう。

ただし、そもそも労働条件が法令に違反しては意味がありません。まずは、自社の雇用契約書等を確認し、次に挙げる事項がきちんと記載されているかどうか確認しましょう。もし雇用契約書等の書面がない場合は、速やかに作成しましょう。

書面で明示する義務のある労働条件と 法令等での定め

●労働契約の期間

有期労働契約の場合、原則3年以内。

●有期労働契約を更新する場合の基準

●就業の場所及び従事すべき業務

●始業及び終業の時間、休憩時間、休日等

休憩時間は労働時間6時間超の場合45分以上、8時間超の場合1時間以上。休日は少なくとも毎週1日か4週間を通じて4日以上。

●賃金

最低賃金以上の金額を、通貨で、直接、全額を、毎月1回以上、一定期日に支払う。

●退職

解雇の場合、原則として少なくとも30日前に予告。自己都合退職の場合、原則として少なくとも14日前に予告。

※昇給に関する事項は、口頭で可能だが、できるだけ書面での明示が望ましい。

右の二次元コード(令和6年1月1日現在)から厚生労働省のWebサイトにアクセスいただくと、明示義務を満たしたテンプレートをダウンロードすることができます。



書面での明示事項が 4項目追加に

この「労働条件明示のルール」について、令和6年4月1日以降に契約締結・契約更新となる雇用契約から、すべての従業員に対して次の(1)が追加され、有期雇用の従業員に対して(2)の①から③が追加され、書面で明示しなければなりません。自社の雇用契約書等に追記しましょう。

(1) すべての従業員に対して、新たに書面で明示しなければならない事項

○就業場所・業務の変更の範囲

主に配置転換や在籍型出向を命じた際の転換先や出向先での就業場所・業務を明示します(変更がない場合についても、「変更の範囲」の項目で、変更がない旨を明確にします)。

テレワークを導入している場合は、「就業場所」の中でテレワークに使用する場所(従業員の自宅等)も明示しましょう。

その一方で、他の支社や店舗への応援、出張、研修等の一時的な変更先の場所や業務は書面で明示しなければならない事項には含まれません。

雇用契約書等に明示する際には、次の例のように記載することが考えられます。

東京本社で採用し

大阪支社への転勤の可能性がある場合

(雇入れ直後) 東京本社及び従業員の自宅
(変更の範囲) 東京本社、大阪支社及び従業員の自宅

商品企画者として採用し

営業への転換の可能性がある場合

(雇入れ直後) 商品企画
(変更の範囲) 商品企画または営業

(2) 有期雇用の従業員に対して、新たに書面で明示しなければならない事項

①有期労働契約の更新の上限

有期労働契約に通算契約期間または更新回数の上限がある場合、契約の締結と更新の際に書面で明示することが必要になります。

雇用契約書等に明示する際には、次の例のように記載することが考えられます。

通算契約期間を明示する場合

契約期間は通算4年を上限とする

更新上限を明示する場合

契約の更新回数は3回までとする

②無期転換申込機会

有期労働契約が5年を超えて更新された場合には、該当する契約の初日から満了までの間、雇用主に対して無期転換を申し込むことができる旨を、書面で明示することが必要になります。また、初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も、契約を

更新する場合は、その都度無期転換申込権について書面で明示しなくてはなりません。

③無期転換後の労働条件

無期転換申込権が発生する契約更新の際と、無期転換申込権を行使して無期労働契約が成立した際には、それぞれ無期転換後の労働条件を書面で明示する必要があります。

労働条件を書面で明示して 安心して働く職場をつくろう

他にも、昇給、退職手当、賞与^{*1}等、従業員負担の給食費等、安全及び衛生、職業訓練、災害補償・傷病扶助、表彰及び制裁、休職については、定めを設ける場合に明示をする^{*2}必要があります。

*1 短時間労働者等に対しては、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無、④相談窓口を書面で明示する義務があります。

*2 大半は就業規則を作成した場合そちらに記載義務があります。

労働契約の締結・更新時に書面で明示する義務はありませんが、書面で明示することで、従業員が安心して働く環境づくりにつながります。

労働条件明示のルール改正について、詳しくは次の二次元コードからご参照ください。

厚生労働省Webサイト「令和6年4月から
労働条件明示のルールが改正されます」
(令和6年1月1日現在)



参考

労働条件の明示は電子メール等でもOK

労働条件の明示は、書面で行うのが原則ですが、従業員から希望があった場合は、FAX、電子メール、SNS等で明示することも認められています。ただし、次のような点に注意が必要です。

- メール等で送信する際、その本文に、従業員から希望があったことを、個別に、かつ明示的に書きましょう。
- 印刷や保存がしやすいよう添付ファイルで送り、なるべく出力して保存するように伝えましょう。
- ファイルを受け取ったかどうか、必ず本人に確認しましょう。

【参考】厚生労働省リーフレット「労働基準法施行規則」改正のお知らせ



「幸せな人」が良い会社をつくる? 「幸福学」の考え方



VectorBum / PIXTA

「幸せ」を「身体的・精神的・社会的に良い状態(well-being)にあること」とする「幸福学(well-being study)」。日本における幸福学研究の第一人者である慶應義塾大学大学院の前野隆司教授は、「誰でも幸せになれる」といいます。そんな幸福学の考え方は、今、注目を集めています。

幸せを感じるための「4つの因子」

人が幸せを感じるには、次の「4つの因子」がカギとなるといいます。

	①「やってみよう」因子 (自己実現と成長の因子)		②「ありがとう」因子 (つながりと感謝の因子)
【具体的行動】 自分なりの夢や目標を定め、それを実現しようと努力を続けること。	【具体的行動】 自分を社会の中に置き、多様なつながりを持ち、他者に感謝し、そして貢献していくこと。	【具体的行動】 常に楽観的に、ポジティブに考えること。前向きさは、①の因子を高める大前提ともなる。	【具体的行動】 他人と比べることなく、好きなことや得意なこと、心の動くことを突き詰めていくこと。
	③「なんとかなる」因子 (前向きと楽観の因子)		④「ありのままに」因子 (独立と自分らしさの因子)

社員の幸福感とパフォーマンスの「幸せな関係」

個人の幸せは、会社にも大きな影響を及ぼします。ある研究によれば、幸福感の高い社員は、幸福感の低い社員と比べ、創造性は3倍、生産性は31%、売上は37%高く、欠勤率・離職率は40%以上低くなり、業務上の事故も70%少ない——という結果が示されました。

さらに、社員の幸福度が高い会社は企業価値や収益性も高くなることが明らかになっています。つまり、社員個人の幸福感とそのパフォーマンス、そして企業の「稼ぐ力」とは密接な関係にあるということです。



個人の人生にも会社にも良いことばかりの「幸せ」。今日から少しづつでも、「4つの因子」を意識して行動してみましょう。

参考:前野隆司『幸せのメカニズム 実践・幸福学入門』(講談社現代新書)等

今月のことば

しあわせはいつもじぶんのこころがきめる 相田みつを(書家・詩人)

18歳のときに栃木県足利市高福寺の住職・武井哲應老師と出逢い、在家で禅を学んだ相田みつを。書家・詩人として、温もりあふれる独特な書体と誰もが分かる平易な言葉で、禅の教えをベースとした人生の哲理を衝く数多くの作品を残した。「幸せは、自分次第」と、相田はあたたかく優しく諭す。

出典:『しあわせはいつも』(文化出版局)より ©相田みつを美術館